

住まいづくり促進条例が平成27年度をもって時限を迎えるため、地域社会の変化や地域の経済状況などを踏まえ、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、「時限を4年間延長し、町外者が住宅新築する場合交付していた商品券の廃止」、「賃貸住宅の改修支援助成の拡充」、「自ら居住する住宅と賃貸住宅を区分し、限度額の拡充」、「住宅の気密性、断熱性の確保に対する助成を一部拡充」、「住宅の敷地内の緑化整備に対する支援を新設」するものです。

委員から「環境負荷の低減施策の一方で、低所得の高齢者には福祉灯油の購入支援を行い、町全体の環境負荷の視点で見るとCO₂の負荷がかかっている。省エネは住む人住んでいる人にメリットがなければならぬ。除雪負担が軽減されることも含めて取り組む必要がある。」との意見がありました。

また、担当課長からは「4年の時限措置期間に1億円の補助金支出を予定している。時限措置を4年間としたのは、町長任期の次年度までの期間

とすることによって、支援の継続性が保たれる。」との説明がありました。

審査後、町長から議会会議規則第20条の2の規定により、議案訂正の申し出があり、本会議において承認されました。訂正内容は、資格登録事業者の資格要件として「代表権を有する経営者が町民である」と定義した場合、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に本社を有する法人」とするものです。

担当課長からは「町内の幅広い業者に参加してもらいたい。代表権を有する経営者が町外者の業者は、2社である。」との説明がありました。

◆林業振興基本条例の改正

林業・林産業のさらなる発展と事業者の経営安定化、経営基盤の強化を図るため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、私有林整備事業のうち森林所有者が実施する作業路整備を新たに補助対象事業に加える。

時限措置として、平成27年度で終了する林業・林産業振興事業の施設、機械、設備の支援限度額5,000万円を、経営規模（正規雇用労働者）に応じて限度額を見直し、本事業は4年間の時限措置とするものです。

内容は、当該事業費の2分の1以内で補助するもので、正規雇用労働者30人以上の場合、事業者通算限度額は5,000万円、10人以上30人未満は4,000万円、10人未満は3,000万円となっています。

Q 下川の現状からして正規雇用者を規定するのは妥当か。補助対象者が不明瞭でないか。

A 非正規労働者も正規化してほしいとの誘導策でもある。木材加工に係る事業者であれば該当する。

◆中小企業振興基本条例の改正

経済の不況、消費低迷など厳しい社会情勢の中で、中小企業の振興を図るため所要の改正を行うものです。



主な改正内容は、店舗の規模改修、店舗等の解体、就労環境の整備に対する支援策の新設、人材育成のための町外研修、空き店舗活用支援の拡充、事業承継支援の対象の一部見直しです。

Q 事業承継で同一法人内役員交代除外と店舗解体支援の経緯は。

A 明確な規制がなかった。今後活用できない空き店舗は解体に踏み切っていただくことを誘導したい。

Q 補助対象者を中小企業者に限定しているのか。

A 中小企業者を対象にしている。町内で経済活動を行

う個人、団体においても独自支援は考えていかなければならない。体制整備を検討していきたい。

◆個別排水処理施設の管理等に関する条例等の改正

個別排水処理施設設置条例等の廃止に伴い、設置条例で規定していた定義等を管理条例に移行するための改正を行うものです。

Q 平成19年度以後、支援制度がなくなったことなどから、町が設置しないのであれば、本来、個別排水処理施設設置条例を廃止すべきである。また、個別排水処理施設設置条例改正又は新たな支援制度を設け、個人が整備する合併浄化槽設置に対して支援すべきであった。単独で設置した7件の方々へ遡及して支援ができなかったのか。

A 平成19年度以降、財政の支援制度がなくなったことなどから、個別排水設置条例では設置支援ができない旨、町民への周知を行い、